

仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、本市（以下「発注者」という。）が実施する障害者の雇用促進事業（ワークステーション事業）（以下「本事業」という。）について適用する。

2 事業の概要

本事業は、障害者の雇用促進を図るため、本市において会計年度任用職員として採用された知的障害者・精神障害者が勤務する本庁及び区役所ワークステーション（東区・西区・安佐南区・安芸区）を設置し、受注者は各ワークステーションへの人員配置等を行うことにより、その運営業務を行う。

3 業務内容等

(1) 本庁及び区役所ワークステーションの業務内容

ア 共通

(ア) 障害者の事業に係る調整、実施方法に関する助言・指導等

市役所内（区役所を含む。）の各部署から依頼される業務について、依頼のとおり業務が履行できるよう、業務の受付、作業スケジュールの作成・調整、障害者への業務の割り振りや助言・指導等を行う。また、障害者が民間企業等に就労できるよう、障害者の技能向上に努める。

(イ) 障害者の職場適応のための支援

人間関係、職場でのコミュニケーションを改善するなどの支援や、必要に応じて職務や職場環境の改善等の提案等を行うほか、障害者の職業生活を支えるための必要な助言等を行うなど、障害者が職場に適応するために必要な様々な支援を行う。

(ウ) 障害者の将来の一般就労に向けた助言、関係機関との連絡調整等

障害者の一般就労に向け、助言等を行うとともに、必要に応じ関係機関と連携を図り、効果的な支援を行う。

(エ) 職場実習生等の受入れ

(オ) 見学者等への対応

(カ) 支援記録・業務報告書等の作成

(キ) 上記業務以外にワークステーションを運営する上で必要な業務

イ 本庁のみ

区役所ワークステーション（東区・西区・安佐南区・安芸区）との連絡調整等

(2) 就業場所（ワークステーションの設置場所）

ア 本庁

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

（本庁舎行政棟16階健康福祉局障害福祉部障害自立支援課分室）

イ 区役所

(ア) 広島市東区役所ワークステーション

広島市東区東蟹屋町9番38号

(イ) 広島市西区役所ワークステーション

広島市西区福島町二丁目2番1号

(ウ) 広島市安佐南区役所ワークステーション

広島市安佐南区古市一丁目33番14号

(エ) 広島市安芸区役所ワークステーション

広島市安芸区船越南三丁目4番36号

(3) 就業日

土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで及び8月6日以外の日。

※ 就業日以外には勤務を要しない。

(4) 就業時間及び休憩時間

ア 就業時間：午前8時30分から午後5時15分まで

イ 休憩時間：正午から午後1時まで

※ 時間外勤務を要しない。

(5) 勤務人員等（共通）

ア 勤務人員：ワークステーション毎に各1人を配置すること。

イ 勤務者の条件：ジョブ・コーチ研修を修了している者、又はその指導のもとに実務を経験した者など、障害者の就労支援についてノウハウや知識を有し、当該業務の実施が可能な者であること。

(6) 業務管理者の配置

ア 業務内容

(ア) 発注者との連絡・調整、協議等

(イ) 勤務者への指示・命令、指導等

(ウ) 勤務者欠勤時の支援の調整

(エ) ワークステーション間の業務の調整

(オ) 月例報告書の作成・提出（提出期限：翌月10日。ただし、年度末は3月31日）

(カ) その他本業務を運営する上で必要な業務

イ 配置人員

1人

(7) 一般就労に向けた支援等

本庁及び区役所ワークステーションに勤務する本市の会計年度任用職員を一般就労につなぐため、職員に対して生活面・就労面の支援・援助を行うとともに、一般就労後の定着支援に努めること。

4 特記事項

(1) 本事業の実施に当たっては、発注者と十分に協議・調整を行うとともに、緊密かつ迅速な対応が可能な実施体制の確保を図ること。

(2) 勤務者が休暇等で勤務できない場合は、代替者で対応すること。

(3) 業務用パソコンについては、勤務者用1台（インターネット利用可）、作業用1台を貸与する。パソコンの維持・管理（ウィルスソフト更新等）については、発注者で行う。

(4) 電話については、ワークステーションに設置されているものを使用する。使用料については、発注者が支払う。

(5) 消耗品等については、必要に応じて受注者が購入する。

(6) ワークステーションで勤務する会計年度任用職員の採用、退職及び給与の支払い等人事管理に関することについては発注者が行う。ただし、会計年度任用職員への人事関係の書類の配付・提出等に関することについては、勤務者に依頼する場合がある。

(7) 勤務者は、勤務時に受注者の名称及び本人の氏名入りの名札を付ける。服装については華美でないものを着用するものとする（発注者から支給等はしない。）。

(8) 受託者は、勤務者にスキルアップのために必要な研修を受講させること。

5 その他

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者協議の上、別途定める。